

廃棄物処理手数料の改定について

平成 17 年 11 月 28 日
環 境 部

1 改定の趣旨

廃棄物の処理には、多額の経費を要しておりますことから、事業系ごみの処分手数料については、他都市に比べ低い水準にあり、また、事業者が減量を図るための経済的誘導策として、額を改定するとともに、一部の市民の方が利用する粗大ごみの収集については、応分の負担を求めるほか、愛玩の犬、猫等の死体の手数料については、処分委託料の単価の引き上げに伴い、額を改定しようとするものである。

2 改正内容

手数料の区分	現行		改定案	
許可業者又は事業者自らが処理施設に持ち込む可燃ごみ・不燃ごみの処分	10kgまでごとに	50円で算定した額に100分の105を乗じて得た額	10kgまでごとに	100円 経過措置 82円(19年度) 66円(18年度)
市が申込みを受けて収集する粗大ごみの収集運搬		無料	幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル未満のもの	600円
			幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のもの	1,200円
市民が施設に持ち込む愛玩の犬、猫等	1体につき	4,050円	1体につき	4,360円

3 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日

(参考資料)

1 他都市の廃棄物処理手数料等

単位：円

種別	盛岡市 (旧市域)	青森市	秋田市	仙台市	山形市	福島市
事業系ごみ (10 kg換算)	50	100	78	100	100	100
粗大(収集) (1個当たり)	無料	800	※200～ 1,500	※400～ 1,600	※500～ 2,000	無料
犬猫等の死体 (1体当たり)	4,050	3,750	無料	20 kg以下 4,600 20 kg超 9,300	2,000	1,000

注 ※印は、品目ごとに手数料を設定している。

2 事業系ごみ処分原価及び手数料

	平成14年度～平成16年度の平均
事業系ごみ排出量(t)	44,105
処分経費(円)	1,125,759,118
処分原価(円/10kg) A	255.2
手数料単価(円/10kg) B	50
負担率B/A×100(%)	19.6

3 粗大ごみ収集運搬原価

	平成14年度～平成16年度の平均
収集件数	6,133
収集個数	11,189
収集経費(円)	17,019,785
収集原価(円/個)	1,521

4 犬、猫等死体処理委託料

市民が持ち込む愛玩の犬、猫等の死体については、動物愛護の観点から、「一体につき4,368円」で、専門業者に供養とともに処分を委託している。